

# むつ市

## 事業活性化資金信用保証料補給金

働きやすい職場環境づくりや雇用管理の改善に取り組む事業者への支援を目的として、厚生労働省の認定制度に認定された事業者へ、信用保証料を補給します。



### 対象者

以下をすべて満たす方

○厚生労働省から次のいずれかの認定を受けていること

くるみん認定

えるぼし認定

ユースエール認定

もにす認定

○対象融資の信用保証料を納入済みであること

○市税を完納していること

### 対象融資

令和8年度むつ市中小企業事業活性化資金特別保証制度要綱（タイプⅡ）に基づく融資

### 補給額

対象融資の信用保証料全額

※ただし償還条件変更による保証料、事業者選択型経営者保証非提供制度の上乗せ分は対象外

### 申請方法

令和9年3月31日までに、申請書と必要書類を市商工労政課へ提出してください。

<必要書類>

- ・信用保証料を納入したことが確認できる書類の写し
- ・上記認定制度の認定事業所であることがわかる書類

※申請書様式はむつ市ホームページからダウンロードできます。

むつ市 中小企業特別保証制度

検索